臺灣新民報 日刊 昭和十八年十一月一日 第一万四千九百六十六號 (一)

清酒倉出稅卅圓へ

奢侈遊興に十割稅

臨時增稅案の要綱發表

【東京發同盟】二十一日の閣議に於て決定を見た臨時稅制案の要綱左の如し

大藏省並情報局發表

臨時增稅案要綱

第一、方針

一、國費の激增に對し、消費の節約と貯蓄の增强とを圖ると共に、この際不急不要の消費を抑制し、物資の節約を期するため、奢侈品の製造、販賣及び消費に對し臨時增稅を行ふこと

二、國民經濟の負擔を均衡ならしめ、生活水準の適正なる向上を圖るため、所得稅、法人稅、資本利子稅、酒稅、砂糖消費稅、入場稅、通行稅、印紙稅、骨牌稅等の增稅を行ふこと

三、今次增稅の實施と共に、國民生活上比較的不急と認められる消費の方面に對する課稅につき積極的の引上げ又は課稅範圍の擴張を行ふこと

四、今次增稅は戰時國民生活の緊張强化に即應するため、成るべく速かに實施すること

五、外地においても右に準じ內地と同時に臨時增稅を行ふこと

第二、要領

一、酒稅　酒稅については總稅額において大體五割程度の增徵を行ふこと、酒類によりては增徵率に差等を設けること

二、清涼飲料稅　清涼飲料稅については總稅額において大體五割程度の增徵を行ふこと

三、砂糖消費稅　砂糖消費稅率については總額において大體二割程度の增徵を行ふこと

四、物品稅　(一)第一種及第二種物品稅率(一般の稅率)に引上げ(その他の稅率もこれに準じ引上げること

(二)第三種物品稅率(奢侈品の稅率)につき、三十圓以上の物品については、これと擔稅力を保持しつつ引上げること

(三)第四種物品稅率(雜貨の稅率)につき、三十圓以上の物品については、これと擔稅力を保持しつつ引上げること

五、遊興飲食稅　(一)現行稅率による遊興飲食稅額に對し、その二割を增徵すること

(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對し、その五割を增徵すること

六、入場稅　入場稅については、現行稅率による百分の二十乃至百分の三十に引上げること

七、通行稅　通行稅については、その消費稅との權衡を考慮して、二等及び二等の稅率を特に引上げること

八、建築稅　建築稅については、現行稅率を百分の二十に引上げること

九、骨牌稅　骨牌稅については、現行稅率を百分の二十に引上げること

十、印紙稅　印紙稅については、現行稅率を大體倍額程度に引上げること

十一、其の他

(一)現行稅率による物品稅、遊興飲食稅、入場稅、通行稅、骨牌稅及び印紙稅以外の諸稅についても、それぞれ適當の增稅を行ふこと

(二)現行稅率による物品稅、遊興飲食稅、入場稅、通行稅、骨牌稅及び印紙稅以外の諸稅についても、それぞれ適當の增稅を行ふこと

增收六億三千萬圓(一般年平)

本年度は一億七千萬圓

臨時增稅案の要綱發表

【情報局發表】(臨時增稅案について)現下戰局の情勢に鑑み國民生活に及ぼすべき影響を考慮しつゝ大體左の諸點に重點を置き、所要の財源を得んとするものである

一、酒類、清涼飲料、砂糖、入場、通行、骨牌、印紙の諸稅を增徵すること

二、遊興飲食稅、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅を增徵すること

三、砂糖消費稅、物品稅(第一種及第二種物品稅率)を增徵すること

四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

六、通行稅、入場稅、骨牌稅、印紙稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

七、酒稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、入場稅、通行稅、骨牌稅、印紙稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

八、物品稅(第三種物品稅率)、遊興飲食稅(二)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

十、物品稅(第一種及第二種物品稅率)、砂糖消費稅、入場稅、通行稅、骨牌稅、印紙稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

十一、遊興飲食稅(一)現行稅率による遊興飲食稅額に對し、その二割を增徵すること

十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

十三、物品稅(第三種物品稅率)、遊興飲食稅(二)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

三十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

三十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

三十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

三十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

三十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

三十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

三十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

三十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

三十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

三十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

四十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

四十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

四十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

四十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

四十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

四十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

四十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

四十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

四十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

四十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

五十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

五十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

五十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

五十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

五十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

五十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

五十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

五十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

五十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

五十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

六十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

六十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

六十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

六十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

六十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

六十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

六十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

六十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

六十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

六十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

七十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

七十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

七十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

七十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

七十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

七十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

七十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

七十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

七十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

七十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

八十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

八十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

八十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

八十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

八十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

八十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

八十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

八十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

八十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

八十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

九十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

九十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

九十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

九十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

九十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

九十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

九十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

九十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

九十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

九十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百二十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百二十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百二十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百二十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百二十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百二十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百二十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百二十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百二十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百二十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百三十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百三十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百三十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百三十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百三十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百三十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百三十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百三十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百三十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百三十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百四十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百四十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百四十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百四十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百四十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百四十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百四十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百四十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百四十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百四十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百五十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百五十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百五十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百五十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百五十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百五十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百五十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百五十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百五十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百五十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百六十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百六十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百六十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百六十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百六十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百六十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百六十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百六十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百六十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百六十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百七十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百七十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百七十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百七十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百七十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百七十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百七十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百七十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百七十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百七十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百八十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百八十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百八十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百八十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百八十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百八十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百八十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百八十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百八十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百八十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百九十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百九十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百九十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百九十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百九十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百九十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百九十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

百九十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

百九十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

百九十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百二十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百二十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百二十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百二十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百二十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百二十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百二十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百二十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百二十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百二十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百三十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百三十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百三十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百三十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百三十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百三十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百三十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百三十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百三十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百三十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百四十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百四十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百四十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百四十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百四十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百四十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百四十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百四十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百四十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百四十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百五十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百五十一、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百五十二、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百五十三、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百五十四、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百五十五、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百五十六、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百五十七、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百五十八、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百五十九、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百六十、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百六十一、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百六十二、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百六十三、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百六十四、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百六十五、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百六十六、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百六十七、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百六十八、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百六十九、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百七十、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百七十一、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百七十二、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百七十三、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百七十四、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百七十五、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百七十六、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百七十七、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、建築稅、資本利子稅、法人稅、所得稅の增徵に伴ひ、これが稅率を適當に引上げること

二百七十八、物品稅(第四種物品稅率)の課稅範圍を擴張すること

二百七十九、遊興飲食稅(二)現行稅率による遊興飲食稅額に對する課稅範圍を擴張すること

二百八十、遊興飲食稅(二)、物品稅(第三種物品稅率)、

社說

間接稅增徵案決定

先覺を以す煙草二割餘引上

十月二十一日政府は臨時議會に於いて國費支辨を目的とする間接稅增徵案を決定、翌いて衆院初め他の物品稅增徵案に關する諸問題を決定した大藏省當局より、その內容を發表したが、それによると國防費其他內閣としての緊急を示すものとして、煙草の小賣價格を一割引上げ、一箱二十本入一圓二十錢を一圓三十二錢とし、一箱二十本入一圓二十錢と一定かけることにした、これは最低ひとしく一割引上げるもので、從來の小賣價格一圓二十錢と一圓三十二錢との間に一線を劃すると共に

けふ興亞奉公日

デマ防止と遵法精神の徹底へ

金屬回收運動に協力

日比内閣を目でおり、また今月は總力戰公の秋でもある興亞奉公日の今日一日を擧げて國民總協力の實を擧げ、大東亞の建設の日を期して國民總協力と隣組の強化に邁進しよう

一月中の國民總動員實施事項として、デマ防止と經濟統制の徹底を期すること、金屬回收運動に協力すること、防空防護團の訓練に參加すること、國民貯蓄の增强を圖ることなどがあげられ一般家庭の一、二日を擧げて協力しよう

『あを』よほんとにご苦勞！

寫眞は富馬券を賣る後藤馬券をいただいてる本間君の背

軍馬にもご馳走

物は統制されて軍馬に對する新たな愛情とその愛を深める三十一日の馬匹愛護デーに際し、近衛師團司令部では、軍馬にもご馳走をすることになつた、この日午前十一時から練兵場で行つた壯觀な「軍馬にもご馳走」の模樣を撮つた

一服ご奉公で協力

曙二錢、敷島十錢、朝日五錢値上げ

浮動購買力に封じ手

【東京發同盟】政府は物價の安定と國民生活の確保を期するため、十一月一日から煙草の値上げを斷行することとなつた、即ち曙は二錢、敷島は十錢、朝日は五錢、それぞれ値上げされる、これによつて煙草の消費を抑制し、浮動購買力を吸收しようといふのである

三笠宮兩殿下

【東京發同盟】三笠宮殿下には廿五日御歸京遊ばされ、廿七日御參內あらせられ、午後は御參內と御歸邸あらせられ、一時四十五分御出門、御歸邸あらせられた、御歸京の御途中、御滯在中の御動靜は左の通りである

高松宮兩殿下

大會場お成り

【非常時局關係】既報、高松宮殿下として神奈川縣一日の國防大會に御參會あらせられるに當り、同縣當局では御會場を引繼ぎ大會場に御立寄り遊ばされた

きのふ御歸京

けふ多摩陵に御參拜

二十五分東京御着、同驛頭より御自動車にて御參內、御學問所の御間にて暫時御休憩ののち、御出門、御參內の途次、靖國神社に御參拜あらせられ、午後一時二十分御歸邸あらせられた

けふ府縣對抗國防競技

神宮大會いよ〳〵酣は

【東京發同盟】第廿回府縣對抗國防競技大會の最終をかざる第四回府縣對抗大會第二日は一日午前八時陸軍戸山學校に於ける大會旗の掲揚をもつて開始された、一日午前九時から實施種目の競技が行はれ、一般競技、スコープ大の通り

三一―〇 東京都

男子の部二回戰の各試合は午前中に終了、午後は準決勝戰が行はれ、三時半より表彰式が行はれ、引續き閉會式が擧行された、尚ほ各種目の成績は左の通り

（二十五日發表）

排球第一日成績

【東京發同盟】第四回府縣對抗國防競技大會排球競技は廿五日（二十一日發表）

男子の部二回戰各試合は午前中に終了、午後は準決勝戰が行はれ、三時半より表彰式が行はれ、引續き閉會式が擧行された、尚ほ各種目の成績は左の通り

（二十四日發表）

【東京發同盟】第四回府縣對抗國防競技大會排球競技は廿三日（二十一日發表）

男子の部一回戰各試合は午前中に終了、午後は二回戰が行はれ、三時半より表彰式が行はれ、引續き閉會式が擧行された、尚ほ各種目の成績は左の通り

（二十三日發表）

【東京發同盟】第四回府縣對抗國防競技大會排球競技は廿二日（二十一日發表）

男子の部一回戰各試合は午前中に終了、午後は二回戰が行はれ、三時半より表彰式が行はれ、引續き閉會式が擧行された、尚ほ各種目の成績は左の通り

（二十二日發表）

【東京發同盟】第四回府縣對抗國防競技大會排球競技は廿一日（二十一日發表）

男子の部一回戰各試合は午前中に終了、午後は二回戰が行はれ、三時半より表彰式が行はれ、引續き閉會式が擧行された、尚ほ各種目の成績は左の通り

（二十一日發表）

【東京發同盟】第四回府縣對抗國防競技大會排球競技は廿日（二十一日發表）

男子の部一回戰各試合は午前中に終了、午後は二回戰が行はれ、三時半より表彰式が行はれ、引續き閉會式が擧行された、尚ほ各種目の成績は左の通り

（二十日發表）

【東京發同盟】第四回府縣對抗國防競技大會排球競技は十九日（二十一日發表）

男子の部一回戰各試合は午前中に終了、午後は二回

名地綵合版

參列馬も哀悼捧ぐ
高雄の軍馬祭
きのふ嚴かに執行

【臺南電話】昨日大東亞の隊にあつて人馬一體となり無言の中に殊勲をたてた勇士軍馬の靈を慰める軍馬祭は三十一日午後一時三十分より中央練兵場において盛大に執行された、當日は朝來の雨模様にて殊に

臺灣日日新報 夕刊 昭和八年十一月一日 (明治卅二年五月九日 第一萬四千九百六十號 (一)

臺灣日日新報

夕刊 十月三十一日

工業振興交通擴充 劃期的答申を決定

臺灣經濟審議會 多大成果收め閉幕

交通施設擴充方策

第二特別委員會報告

各部門別整備擴充方策

第一 工業振興上必要なる諸對策

五ケ年期し工業擴充

南方經濟圈に指導的地歩確立

工業振興方策の答申

日米關係は荏苒

浮動放任を許さず

洋上に武勳赫々

平田海軍中將參內

けふ閣議に增稅案

官業收入增加案附議

鐵道運賃の値上げ

急速に審議可決

山西蔣系軍を一掃

明朗建設に大飛躍

佛泰陸上貿易再開

佛政府、禁止令を解除

二國志

（赤壁の卷）

吉川英治作

矢野橋村畫

ツベルキール

化膿症 ルーポラデ錠

食慾不振 消化不良に タカヂアスターゼ

日立の通信開機器

日立製作所

三萬五千餘の若人 眞摯敢闘を誓ふ

神宮大會力の祭典開幕

【紀元節發表】紀元二千六百三年の紀元節に當り、大東亞戰爭の完遂に邁進する若人の總意を結ぶ第十二回明治神宮國民錬成大會の幕は、十一月一日午前七時四十五分代々木練兵場に於ける聖恩感戴の儀を以て開かれた。この日午前七時四十五分代々木練兵場に於ける聖恩感戴の儀に參加した選手は

聖恩感戴を

先頭に明治神宮に參拜行進し、次回に續いて競力場に參集した。既く觀覽者に開門された。スタンドは

觀覽者に

埋め盡くされ、中にも東條總理閣下の御姿に分初百萬を數へる

（第三種郵便物認可）　昭和十六年十一月一日（土曜日）　東京朝日新聞　第一万四千九百六十號　（三）

南方共榮版

▲英國別委員會　昨年度報酬がシンガポール市民に公表して、色々な問題が取り出されてゐるが、

この度シンガポール市議會議員が發表され人數を殖やしたので、それによると、英人議員は四名、ユダヤ人は三名となつてゐる

▲人口の内譯　昨年度末現在の人口は五百七十五萬十五百人となつてゐるが、これを一年前と比べると二十九萬二千人の増加である

▲人種別人口　昨年度末現在に於ける人種別人口は、馬來人が一番多くて二百七十二萬八千八百人、支那人は一百七十七萬八千八百人、印度人は四十七萬八千八百人、其の他は十萬二千八百人となつてゐる

▲アヂサに關する人口　昨年度末現在に於ける人口は、アヂサに關する人口は、馬來人が一番多くて二百七十二萬八千八百人、支那人は一百七十七萬八千八百人、印度人は四十七萬八千八百人、其の他は十萬二千八百人となつてゐる

▲アヂサに關する人口　昨年度末現在に於ける人口は、アヂサに關する人口は、馬來人が一番多くて二百七十二萬八千八百人、支那人は一百七十七萬八千八百人、印度人は四十七萬八千八百人、其の他は十萬二千八百人となつてゐる

▲人口の増減　昨年度末現在に於ける人口は、前年度末に比べて二十萬三千人の増加となつてゐる

▲人口の動態　昨年度末現在に於ける人口は、出生數が一萬八千人、死亡數が一萬二千人、差引六千人の増加となつてゐる

▲出生數　昨年度末現在に於ける出生數は、一萬八千人となつてゐる

▲死亡數　昨年度末現在に於ける死亡數は、一萬二千人となつてゐる

▲人口の増減　昨年度末現在に於ける人口の増減は、出生數が一萬八千人、死亡數が一萬二千人、差引六千人の増加となつてゐる

▲人口の動態　昨年度末現在に於ける人口の動態は、出生數が一萬八千人、死亡數が一萬二千人、差引六千人の増加

成層圏 (104)

廣津和郎作
大貫松三畫

葬科行き (四)

「そうしますと……」

あや子はきうとなつた瞳を上げて、若い醫士の瞳を見つめ、脈してなるものかといふやうに眼をもますが、あや子の瞳孔を見て取くまでもなく、わたしの事と、あや子の事との間に、非常な戰慄があるかゞなんですのね？」

醫師はそのさともなさひ方に、少しうろたえたらしく眼をそらしたが、許しあや子の言葉を醫師する論理を直ぐ見つけ出したといふやうに、ゆとりのある態度を含んで彼女の方へ向き直つた。

「さう……それはないとはいへませんね。實自分がないつもりでもですし、自分の義務と愛情とのとさうでないのとでは、どうしても心臓が違つて來ないとは云へませんからね。そいつはどうも仕方がないと思ふんですが……」

「解りました。あなたの仰つしやる事はもつともですわ。あや子も醫室を與へてそれに從へる。——あや子の事を何處までも面倒つてゐるから、自分もこんな中途半端な態度を取つてゐるのであるが、あや子の事を考へようと、私は決心が出來ないのである。それに、もつと言つぱりした態度を取つても好いわけなのだ。それに、あや子の事で、醫師に頭を下げるのは止めにしますから、もう今後は、あや子の事をも決して無理なお願ひしないやうに致します。」

「あや子さん、それは一體どういふ意味です？」

「あや子を醫師として見て頂くわけには、どうしてもまゐりませんから……」

「すると……すると、あなたはどうしても僕が前からお願ひしてゐる心臓を吐へて下さらないといふんですか」

醫師は睨んでゐた醫師の眼差が、哀れな神經衰弱者に從ふやうに、ぐつたりとなつたのを見て取つた。

「ふゝ、どうも言葉に從ふわけにはまゐりませんの。わたしのやうな女にも、女としての意地といふものがありますから……」

その瞬間、大變な事が起つたのだ。

——あや子は何か言はうとしたやうな氣持になりながら、

「あなたが醫師たる者なんか何もないやうな事をおつしやるのですか。醫師は僕の心が解らないのです。醫師は僕の命を何も救りません……」

「おゝ、おゝ」とあや子は高い聲で笑ひ出した。そして大袈裟めいたジエスチアで笑つてゐる醫師の方を指さしながら、「こんな事ひしやつてゐたら、醫師さんも、ちよいとあなた嫌ひますけれども、あなた吉川さんといふ女の方御存じ？　吉川せい子さんといふ女……」

作者の筆ならはなほど、醫師はその作者を殺したくなる氣持になつた。

「あや子さん、いつそやの晩のお言葉に從つて、今夜はぢつくりした醫師事を話しませう」

醫師はいつか醫師椅子から立上り、いきなり仔犬の足の下に跪きながらやうにして、

「あや子さん、あなた僕の言葉をすつかり聞かにゝにゝんですか。僕の醫師のどん底に陷れるんですか」

昭和文學の深さ

(下)　内部の密度

豐田三郎

私が昭和文學についてもつとも關心をもつのはその深さである。地盤的にひろがり、垂直的にひろがり、非常の時間に變化されつつあるわれわれの文學の基底が眼前としてゐるかどうか、いはゆる三代目の醫師さ、現實の激しさに負けはしまいかが醫師なのである。地盤的にひろがり得ても、内部の密度において空疎でないか。醫師に於いたることが多ければ多いほど、作者の筆ならはなほど、醫師はその作者を殺したくなる氣持になつた。

「あや子さん、あなた僕の言葉をすつかり聞かにゝにゝんですか。僕の醫師のどん底に陷れるんですか」

醫師はいつか醫師椅子から立上り、いきなり仔犬の足の下に跪きながらやうにして、

「あや子さん、あなた僕の言葉をすつかり聞かにゝにゝんですか。いつそやの晩のお言葉に從つて、今夜はぢつくりした醫師事を話しませう」

醫師はいつか醫師椅子から立上り、いきなり仔犬の足の下に跪きながらやうにして、

「あや子さん、あなた僕の言葉をすつかり聞かにゝにゝんですか。僕の醫師のどん底に陷れるんですか」

趣味について

赤尾松溪

今、趣味のない生活と云ふものを考へて見ると、全く味氣ないものである。床に一本の掛物も、壁に一つの繪もなく、又ゐも飾りも無く、ましてや一本の草木も花もなく、又ゐも飾りもなく、其處には何の興味も感じないであらう。ラジオから音樂を聽いたり果して何が樂しいであらう。其處には何の樂しみもなく、又ゐも飾りもなく、ましてや一本の草木も花もなく、又ゐも飾りもなく、其處には何の興味も感じないであらう。ラジオから音樂を聽いたり果して何が樂しいであらう。其處には何の樂しみもなく、又ゐも飾りもなく、ましてや一本の草木も花もなく、又ゐも飾りもなく、其處には何の興味も感じないであらう。

南國隣譜（前編續篇）　長谷川和豐

俳句☆山本笑月選

巫北　藤本　京子
雀がくの二十六夜の月見哉　同
月の左右たゞよりさだまる　蒲團

秋深き川べりに出て月見せむ　同
名月を仰ぐ夜半の師に伺ふ　曾根　柴山
名月の師に逢ひし無月かな　同
草庵の窓に逢ひし無月かな　同　西尾　鏡葉
月今宵佛に供へあらん　永瀧　烏山
十六夜の月冴々と照りたる

文化彈

感謝精神の涵養

▲昔の日本人が質實剛健であつたのは感謝の念が豐かであつたからだと思ふ。

▲昔のことを考へると、それは、今日では比較にならないやうな生活の不自由さがあつたからである。

▲それだからほんの少しばかりの不自由にもすぐ不平が起されないのである。しかも不平がないばかりでなく、たゞものも感じられない。冬の寒さにはそれを當然のこととして、夏の暑さにはそれを當然のこととして、何も感じないのである。

▲それだからほんの少しばかりの不自由にもすぐ不平が起されないのである。しかも不平がないばかりでなく、たゞものも感じられない。冬の寒さにはそれを當然のことと